

第4節

国際協力銀行の発足と 海外経済協力業務の軌跡

1 国際協力銀行と海外経済協力業務

◆国際協力銀行の誕生

1999年10月1日、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）は、海外経済協力基金（OECF：Overseas Economic Cooperation Fund）と日本輸出入銀行（JEXIM：Export-Import Bank of Japan）の統合によって誕生した。両機関の統合は村山内閣による特殊法人改革の一環として1995年3月に閣議で決定されたものである。国際協力銀行法案は4年の準備期間ののち、1999年2月9日に国会に提出され、衆参両院の審議を経て、附帯決議とともに原案どおり可決、1999年4月23日法律第35号として公布



国際協力銀行

された。これにより、10月1日をもって「海外経済協力基金法」および「日本輸出入銀行法」は廃止、両機関は解散して、その一切の権利および義務をJBICが承継した。

OECFとJEXIM統合の意義は、①両機関ともに、わが国の対外経済関係にかかわる重要な施策を遂行する機関であることから、両機関の有する情報・ノウハウを共有・一元化し、政策目的に応じた機動的・効率的な対応を可能とすること、②業務のスリム化・重点化、役員定数の削減、重複する海外事務所の統合等による合理化効果発揮等^{●32}、と整理された。

◆JBICにおける海外経済協力業務

国際協力銀行法はOECFが行ってきた業務を海外経済協力業務、JEXIMが行ってきた業務を国際金融等業務として、それぞれ第23条第2項および第1項に規定した。海外経済協力業務に関する業務規定は旧海外経済協力基金法の規定を大幅に整理したものとなった。最大の相違は、基金法では条文上区別されていなかった円借款業務と海外投融資業務をそれぞれ第1号、第2号業務として明確に区別したことである。これにより円借款は、「開発途上地域の外国政府等その他の経済企画庁長官が定める者」に対する貸付、海外投融資は「わが国または開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者」に対する貸付または出資と整理された。

基金法第20条第4号で規定されていたいわゆる「商品借款」は、同じく第23条第2項第1号に「経済の安定に関する計画の達成に必要な資金」と規定

●32 1999年3月23日衆議院商工委員会における堺屋太一経済企画庁長官答弁

し、その用途を物資の輸入資金に限らないこととなった。これは構造調整借款など政策支援型借款の進化に対応した変更である。

さらに、第23条第2項は「資金の供与が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る」との限定が加えられた。これにより海外経済協力業務はODA業務であることが法文上でも明らかとなった。

◆海外経済協力業務の実施体制

(1) 体制整備

1999年4月に実施されたOECD開発援助委員会(DAC)による対日援助審査^{●33}では、両機関の統合について「ODAの全体としての一体性が維持されることが重要である。今後はOECF(O DA業務)とJEXIM(非ODA業務)がそれぞれの政策と勘定を持ちODAの透明性を確保することが要請されている」との見解が示された。

この点は統合決定時から懸念されており、閣議決定でも「統合にあたっては、政府開発援助(O DA)、非政府開発援助(非ODA)の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図ることとする」とされ、「統合は、4年後とし、この間、OECD、世界銀行、IMF等の国際機関および関係諸国の理解を得るよう努める」ことが定められた。このように両業務の独立性を確保しつつ一体性を発揮できるようにすることが制度設計の最大の課題であった。

このため、まず、総務・財務部門に加え、開発金融研究所や環境社会開発室など、両業務に共通する部門は統合し、さらに海外駐在員事務所や国内支店は両業務を実施することで統合効果を最大限に発揮する体制を整えた。

一方、海外経済協力業務と国際金融等業務は勘定区分だけではなく、その運営も区分することとし、組織内の部署編成にもそれを反映させた。業務部門では、もっぱら海外経済協力業務を担当する部署として、同業務の企画・立案・調整を担当する開発業務部と円借款事業を地域別に担当する開発第1部～

第4部を設けた。また、有償資金協力促進調査(SAF: Special Assistance Facility)や事後評価などを担当するプロジェクト開発部、ODAプロジェクトの技術審査を担当する開発審査部^{●34}が、それぞれOECFの開発企画部、開発技術部を引き継いで誕生した。なお、海外投融資は、国際金融等業務を主に担当する企業金融部が担当することとなり、統合効果の発揮が期待された。

(2) 財務制度

JBICではOECFを引き継ぐ海外経済協力勘定とJEXIMを引き継ぐ国際金融等勘定に区分経理されることが法定された。OECF予算はそれまで経済企画庁長官による認可予算であったが、JBIC予算はJEXIM予算を引き継いで政府関係機関予算として国会による議決予算となった。決算もJEXIM同様、半年ごとに行うこととなった。

海外経済協力勘定においては、OECFと同様、利益金は積立金として積み立てることとされたが、積立金の額が資本金の額を超えた場合には、超えた額を国庫納付する規定が新たに加わった。なお、OECFは1998年度決算において繰越欠損金を解消し、積立金を積んだ状態で海外経済協力勘定をスタートさせることができた。

(3) 監督体制

統合を決めた閣議決定に従って、JBICの監督にあたる主務官庁は、国際金融等業務は大蔵省、海外経済協力業務は経済企画庁、総務事項は経済企画庁と大蔵省の共管となった。また、海外経済協力業務の一部に関して、外務省、大蔵省、通商産業省への協議が定められ(国際協力銀行法第55条)、いわゆる4省庁体制も引き継がれた。その他省庁との協議を行うために、海外経済協力業務運営協議会を設置すること(国際協力銀行法第22条)も引き継がれ、運営協議会には11省庁の事務次官が委員に任命された。

2001年1月6日に施行された中央省庁再編後、JBICの主務官庁は、総務事項および国際金融等業務は財務省、海外経済協力業務は外務省へと変更された。総裁、監事および運営協議会委員の任免権者は内閣総理大臣から財務大臣へと変更となり、海外経済協力業務に関する協議規定は、外務大臣から財務

●33 Development Co-operation Reviews: Japan 1999 (DAC)

●34 2002年度よりセクター開発部へと改組

大臣、経済産業大臣への協議へと変更され、運営協議会委員は10府省の事務次官となった。

(4) 業務実施方針

国際協力銀行法第26条は、新たに円借款業務について「業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（海外経済協力業務実施方針）を定めなければならない」と規定した。これはJBICの設立を決めた閣議決定において、「円借款の供与について、より一層国民の理解と支持を得るため、対象の重点化など、供与国たる我が国の存在がより明らかになるための改善措置を講じる」ことが求められたことに応じたものである。同方針は経済企画庁長官の承認を受け、公表することとされた。なお、中央省庁再編に際して、承認権者は外務大臣に代わり、さらにこの方針を承認しようとする場合、「あらかじめ関係行政機関の長の意見を聞かなければならない」と新たに規定された。

2 海外経済協力業務のさまざまな改革

◆海外投融資の廃止——特殊法人等整理合理化計画

JBICが誕生した時期は、ちょうどODAの量から質への政策転換があった時期であり、JBIC海外経済協力業務においても、政府の政策に沿ったさまざまな改革が行われた。政府は2000年12月1日に閣議決定した行政改革大綱に基づき、特殊法人等の整理合理化を検討した結果、2001年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定した。この計画は各法人の業務および運営の改革を具体的に列挙するものであり、JBIC海外経済協力業務については、次のとおり決定された。

①海外投融資業務

○廃止することとし、平成14〔2002〕年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。

②円借款業務

○ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

海外投融資業務は「近年実績が少なく、政策的必要性が乏しくなっていること」に該当するとされ、廃止対象となった。海外経済協力業務の前身となるOECD業務はもともと海外投融資から始まったが、1990年代にはその10年間の承諾額合計が802億円と円借款承諾額の1%にも満たず、同様の投融資はJBICの国際金融等業務でも可能であることから廃止と判断された。この時期、海外投融資業務の信用を揺るがせた養鰻事件の公判が行われており、JBIC内でも廃止やむなしの声が強かった。なお、海外投融資では出資業務が継続中であったことから継続案件への対応は認められ、その機能は法律上残された。

この結果、海外投融資案件は2000年のタイ・リカバリー・ファンドへの出資を最後に新規案件の承諾を行わないこととなった。なお、それ以前から検討中であった国連大学信託基金への出資は特例として2002年度に新規承諾が認められた。

円借款業務については、政策金融改革の一環として事業規模の縮減は謳われているものの、第二次ODA懇談会や円借款制度に関する懇談会など並行して行われていたODA政策見直しと歩調をあわせて見直しを行うこととされた。

◆債務救済方式の変更

開発途上国の累積債務問題は1999年のケルン・サミットでも大きく取り上げられ、同年、拡大HIPCイニシアティブが導入されるなど、途上国の債務削減の動きは国際的に広がっていった。わが国からの公的債務の多くを占める円借款債務に関して、日本政府は、いったん返済を受けたのちに同額の無償資金を供与する債務救済無償制度によって、債務削減にかかわる国際協調の枠組みに対応してきた。すなわち、JBICは返済を受け、同額を外務省予算である無償資金協力によって供与するやり方である。しかしながら、この制度は債務国の自助努力の支援、資金の用途の限定に資するものの、債務が長期間にわたって残存すること、いったん返済するために債務国に外貨調達負担が課されることなどの問題点が指摘されていた。

外務省に対して2002年7月に提出された「外務省改革に関する『変える会』最終報告書」では、円借款償還審査委員会を設けて、「外務省の予算である債務救済無償協力資金の廃止を前提に平成15〔2003〕

年度以降の債務救済戦略と円借款の量的削減等について提案をすること」が提言された。同委員会は結果的に開催されなかったが、対象債権の拡大に伴い、ODA予算が削減されるなかで債務救済無償資金協力予算を手当てすることに限界がみえたこともあり、日本政府は前向きに検討を開始し、その結果、2002年12月10日に、外務省、財務省および経済産業省の関連3省によって、「平成15〔2003〕年度より、債務救済無償に代えて国際協力銀行の円借款の債権の放棄を実施する」ことが決定された。

対象となる海外経済協力勘定の円借款債権は32カ国、約9080億円に上った。債務救済無償方式であれば、JBICに財務負担は生じないが、債権放棄となったため、自ら償却ないし引当を行うことが必要となる。基本的には積立金および各年度の利益金で対応することとなるが、対象債権が巨額であることから、日本政府は「債権の放棄が政府としての政策決定であることに鑑み、国際協力銀行の財務の健全性を維持するため、政府として引き続き遺漏なきを期したいと考える」旨を発表し、その具体策として2003年度予算において300億円の交付金を交付した。

海外経済協力勘定は、この結果、2003年度は9年ぶりに2601億円の赤字決算となったが、交付金を受けて赤字幅は縮小しており、積立金を取り崩すことで欠損金を繰り越さずに対応することができた。

なお、2002年12月の政府決定で、債権放棄により重債務貧困国等への円借款の返済免除が行われたことに起因する債権償却費用に対する財政措置として、外務省はJBICに対して2003年度から2006年度までは毎年度300億円、2007年度は200億円の交付金を交付してきた。新JICA発足の2008年度は、上半期にJBICに対し67億5000万円、下半期に新JICAに対し67億5000万円交付された。2009年度に70億円の交付がなされたのを最後に、2010年度以降は予算措置がなく、交付されていない。

◆環境社会配慮ガイドラインの改訂と

異議申立制度の導入

国際協力銀行法案が衆参両院で可決された際、両院ともに環境配慮の強化に関する附帯決議がなされた。特に衆議院では「環境配慮のため国際水準の内

容を持つ統一ガイドライン等を策定」と具体的な決議となっていた。JBICの環境社会配慮に関する社会的関心はきわめて高く、日本政府も国会の場で統一ガイドラインの作成を約束した。

これを受けて、JBICでは発足直後から両業務のガイドラインを統合した新環境社会配慮ガイドラインの策定作業を進めた。策定にあたっては、透明性の高いプロセスを確保するため、パブリックコメントを募集するとともに、6回に及ぶパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催してNGO、企業、関係省庁をはじめとするさまざまな立場から意見を求めた。その成果として、2002年4月に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定し、関係各国の理解を得たのち、2003年10月から施行した。

JBICでは、ガイドライン制定にあわせて、環境社会開発室の人員を強化したうえで環境審査に特化する環境審査室へと改組し、環境審査体制の充実を図った³⁵。

新たに制定されたガイドラインでは、自然環境面だけではなく、住民移転や先住民族・女性への配慮などの社会面の影響も借入人等が配慮すべき事項として定めた。そして、事業の性質に応じて求める環境社会配慮の水準を示し、その水準を満たさない事業には融資しないことを定めた。特に情報公開を徹底し、事業者のみならずJBICからも、スクリーニング情報や環境レビュー結果を積極的に公開することとした。事業者に対してはプロジェクトの計画段階から現地住民の参加を求め、環境アセスメント報告書の現地公開も義務づけるなど、国際的にみても先進的な内容となった。

環境社会配慮ガイドライン制定後、JBICは直ちにガイドラインを遵守するメカニズムの構築に取り組んだ。具体的にはガイドラインの不遵守に対する異議申立制度の構築である。検討にあたっては、透明性の高いプロセスを確保するため、2002年6月より学識経験者・産業界・NGOなどの参加を得て、13回にわたるパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開催、さらにパブリックコメント募集、開発途上国に対するヒアリングを実施した。

こうして得られた意見を踏まえて、JBICは2003年

●35 環境社会開発室にあった社会開発班は開発審査部に移設され、同部は開発セクター部へと名称を変更した。

5月、「異議申立手続要綱」および「環境ガイドライン担当審査役設置要領」を制定・公表した。これにより現地住民等事業のステークホルダーから環境社会配慮に関する異議申立を受け付ける手続きを整えた。審査役は、異議申立があった場合に、独立・中立的な立場から調査を行い、問題解決を促す役割を担う役職であり、公募により外部有識者の中から2名を選出した。その活動の透明性を確保するため、異議申立の受付状況や審査役の報告書とそれに対する投融資部門の意見書など、プロセスはすべてホームページにて公開することとした。

異議申立手続きについてはホームページに掲載したほか、各国語での冊子作成、途上国の実務者向けセミナーなどを通じて周知を図った。この結果、2008年10月までに、1件のみではあるものの異議申立を受領することとなった。なお、同申立は予備調査の結果、却下している。

◆事業評価の充実

JBICはOECF時代から日本のODA評価の草分けとして、1975年以来、円借款事業の完成後「事後評価」を実施してきた。日本政府が2001年1月に政策評価制度を導入した際にも参考とされるなど、円借款事業評価は先進的なものであったが、ODA事業の質を高めるとともに透明性を確保する観点から、外務省援助評価検討部会（2000年3月）、円借款制度に関する懇談会（2000年8月）など、さまざまな機会に評価のさらなる拡充が求められた。

これらを踏まえて、JBICは外務省、JICAと足並みをそろえて財務省主計局と協議しつつ、事前から事後まで一貫した評価体制の確立に向けて着実に制度を整えていった。まず、2001年度以降に実施する全事業に関し、従来から行ってきた事業審査に加えて、事業事前評価を実施することとした。それにより、事業の成果目標をより定量的な指標を用いて設定するとともに、今後の評価計画を明確にし、その内容を円借款の貸付契約（L/A：Loan Agreement）締結後すみやかに「事業事前評価表」として取りまとめ公表することとなった。

2004年度からは、円借款のL/A締結後5年目に、事業計画の妥当性・有効性等を検証する「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性、インパクト、持続性等を検証する「事後モニタリング」を導

入することでPDCAサイクルがより充実することとなった。

事後評価については、「3つの100%」を目標に掲げてその充実を図った。これは、全事業を対象として評価を実施すること（カバー率100%）、すべての結果を公表すること（公表率100%）、すべての評価に第三者の視点を入れること（第三者評価100%）を目指すものである。カバー率と公表率は2001年度、第三者評価は2002年度に目標を達成した。さらに2004年度から、個別案件の事後評価結果を客観的かつわかりやすくするために4段階からなるレーティングを付すこととした。多くの事業でおおむね当初予定どおりの効果が発現していることが示されたものの、「不満足」評価となった事業も数少ないながらもみられ、内外から注目を集めることとなった。

事後評価結果の有効活用を図るため、事後評価から得られた教訓をデータベース化して部内で利用することとし、外部との関係では事業関係者にフィードバックするセミナーを国内外で開催して事業実施の改善の要に供した。また、これを一層充実すべく2002年度には外部有識者からなる「円借款事後評価フィードバック委員会」を設置し、多角的な検討を行った。

評価業務では、複数のプロジェクトを対象にしたテーマ別評価の実施、さらには開発途上国政府の評価能力の向上のためのセミナー開催や合同評価などさまざまな取り組みを実施した。特に合同評価ではインドネシア、フィリピン、ベトナム3カ国の政府との間で合同評価を通じて事業の効率的な実施を図ることを目的とした業務協力協定を結び、円借款事業のモニタリング方法や評価手法の技術移転を行った。

3 海外経済協力業務の運営改善

◆海外経済協力勘定の財務状況

行財政改革によって誕生したJBICは、その後も特殊法人、特に政策金融改革の議論に従って、組織運営や財務面でのさまざまな改革を進めた。改革を進めるにあたっては、各界の有識者から意見を聴取することを目的に2005年4月に国際協力銀行評議員会

を設置した。これは、それまでであった参与会を改組したもので、透明性向上の観点から議事概要を公開した。第1回会議は2005年6月に開催し、2007年12月まで計6回開催された。

海外経済協力勘定は、1981年度以来、円借款業務の逆鞘構造のために赤字決算を続けていた。そのため1984年度から交付金を受けて収支の均衡を図っていたが、国内の低金利により徐々に収支は改善し、1997年度から交付金勘案前の単年度収支は黒字となった。赤字を補填するための政府交付金は1998年度で終了し、1999年にJBICが誕生した時点では繰越欠損金も解消して、5兆5095億円の資本金に加えて908億円の積立金を有していた。この時点での出融資残高は10兆1857億円であった。

JBIC誕生後は、順調に黒字基調で進んだが、2002年度決算では2601億円の損失を計上することとなった。これは当該年度に債務救済方式が見直され、対象債権に対する貸倒等引当金3568億円を計上したためである。損失2601億円は当該年度に繰り越した積立金2807億円の範囲に収まり、同積立金を取り崩すことで翌年度に損失を繰り越すことなく対応できた。この見直しに伴い、財務体質を強化するために2003年度から毎年政府から交付金を受けたこともあって、2003年度以降は毎年順調に利益を計上し、その利益金の規模は2007年度には1823億円に達した。これにより、新JICAに移行するには積立金の規模は4976億円に達していた。

海外経済協力勘定は譲許的な条件で開発途上国に円借款を供与するため、その原資として毎年政府から出資金と財政投融资資金を受けている。政府からの出資金は1997年度までは毎年増額されていたが、ODA政策の転換を受けて、1997年度の3865億円をピークに毎年減額されることとなった。出資金が削減されても財投資金が確保されれば事業規模は維持できること、海外経済協力勘定が黒字傾向にあったことから、その削減幅はODA予算全体の削減幅を大幅に超え、2007年度には1590億円とピーク時の4割にまで減少した。

◆民間準拠財務諸表の作成

2001年度には財政投融资改革が実施され、財投機関であるJBICも財投機関債による資金の自主調達が求められることとなった。海外経済協力勘定の財投

機関債発行は行わなかったものの、債券発行を睨んでさまざまな取り組みを行った。

その一つとして、2001年6月に財政制度審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会において特殊法人等に対し、民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コスト計算書の開示を求める報告書が提示された。これを踏まえ、JBICでは2001年3月期より国際協力銀行法第40条に基づいて作成した法定の財務諸表とは別に、民間準拠の財務諸表を含む行政コスト計算書類を作成し、自主的に監査法人の監査証明を取得したうえで公表することとした。

海外経済協力勘定の民間準拠財務諸表では、債務削減対象債権の償却引当方法が法定とは異なることから、2002年度の決算において特別損失8164億円を計上し、当期純損失が5833億円となった。しかし、ここで一気に処理をした結果、翌年度以降の民間準拠財務諸表では法定に比べ、当期純利益が大幅に増加した。

また、JBICは設立当初より、金融庁の金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を実施してリスク管理債権額を把握しており、民間準拠財務諸表ではこれに整合的な引当を行った。海外経済協力勘定のリスク管理債権は、1999年度末で4888億円であり、融資残高10兆3041億円に対する比率は4.7%と、当時の都市銀行平均とほぼ同じ水準であった。その後、債務削減とともにリスク管理債権は大幅に減少し、2007年度末時点では2130億円と対残高比率は1.94%に低下した。

◆リスク管理体制の構築

1980年代以降金融の国際化が進んだこと、1990年代にはわが国金融機関の不良債権問題が深刻さを増したことから、金融機関のリスクマネジメントの高度化が大きな課題となった。政策金融機関であるJBICにもリスク管理体制の充実が強く求められ、2003年には関係政令の改正により、「国際協力銀行の業務（海外経済協力業務を含む）に係る損失の危険の管理に係るもの」は金融庁検査の対象となった。これを受けて2003年9月に初めての金融庁検査が行われた。

こうした要請に応え、JBICはリスク管理をコンプライアンスとあわせて組織的に対応すべき経営課題

と位置づけた。具体的には、統合リスク管理の視点からマネジメントが積極的に関与するとともに、2003年に総務部内に設置した統合リスク管理課を中心に、各種リスクごとの専担部署が連携しながらリスク管理に取り組む体制を整えた。

特に信用リスクに関しては、海外経済協力業務の場合は全案件の融資決定に際し、役員会を経る形としており、融資担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら行った与信の適否に関する検討に対し、最終的にマネジメントによる融資決定の判断がなされる体制をとった。2000年度には資産自己査定を導入、2001年度には行内信用格付を全行的な取り組みとして制度化したことに加えて、独自の信用リスク計量化モデルの開発も鋭意進めた。

JBICでは政府の政策に即応し、情報セキュリティ対策にも力を入れた。内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した情報システムへの不正アクセスへの対応など、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努め

る体制を整えた。

コンプライアンスについても、JBICでは、従来より国際協力銀行法に基づき、監事が業務を監査しているほか、総裁直属の内部監査担当部門として他部門から独立した検査部が本・支店、海外駐在員事務所に対し定期的に内部監査を実施し、法令、規程等に則った公正かつ適切な業務運営が確保されるよう努めてきた。

これに加え、2001年度には、役員および関係部室長からなる「コンプライアンス委員会」を設置し、有効なコンプライアンス体制整備のための検討を行うとともに、JBICのコンプライアンス・ポリシー（基本方針）および遵守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化した「コンプライアンス・マニュアル」を策定・配布したほか、委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づいて、役職員を対象に研修を行うなど、各種の取り組みを通じて役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成に努めた。

個人情報適切な管理については、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定・公表したほ

column »

ベトナム「カントー橋」崩落事故 ——工事安全対策強化の原点

2007年9月、ベトナムの円借款「カントー橋建設事業」で、建設中の橋げた（長さ約80m）が落下し、多数の現場労働者が死傷（死者55人、負傷者79人）するという痛ましい事故が起こった。わが国ODA史上最大の工事事故であった。

ベトナム政府は「国家事故調査委員会」を事故直後から設置して事故原因を調査し、2008年7月、事故原因は「仮設支柱の基礎が不等沈下したことが事故の直接の原因であり、この沈下がきわめて小さな範囲で起きていることから、通常の設計では予測困難なものであると考えられる」との結論を出した。日本側でも、日本政府主催の「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」が2007年11月に設置され、ベトナムの調査委員会による事故原因の結論を確認するとともに、「円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のた

めの提言」が採択された。

JICAは、同提言を受け、2009年末までに、基本約定（GTC：General Terms and Conditions for Japanese ODA Loans）および調達ガイドライン・標準入札書類、措置規程の改訂、安全対策委員会の設置などを順次進めた。これが現在のODA事業の安全対策強化の原点となっている。

事故後中断していた建設工事は、事故原因の確認と再発防止策策定後の2008年8月に再開し、カントー橋は2010年4月に開通した。現在、同橋は、ベトナムの交通の大動脈である国道1号線上の長大橋として、メコンデルタ地域の社会的・経済的發展に寄与している。

事故現場に近い寺院には慰霊碑が設置され、事故で亡くなった人の名前と年齢が刻まれている。すべての被災者（遺族を含む）に対して、日本企業と下請け企業が中心となり、補償が行われたほか、遺児育英基金が設立され、見舞金等が贈られた。2017年9月には、10周年の慰霊祭が催された。

地下鉄や発電所など大規模インフラ事業が増えているいま、この痛ましい事故の教訓を忘れることなく、さらに工事安全対策を徹底していくことが求められている。

か、2005年4月1日施行の独立行政法人等個人情報保護法への対応として、全役職員向けに個人情報保護研修を実施するなど、各種取り組みを実施した。

◆業務運営評価制度の導入

日本政府への政策評価制度の導入に先立ち、2000年11月、JBICは自主的に自らの活動状況を評価する業務運営評価制度について本格的な検討を始めた。検討にあたっては、外部有識者委員会の助言を得るとともに、諸外国の公的金融機関や国際金融機関の先進的な事例を参考としたうえで、二度にわたりパブリックコメントを受けた。同制度は2002年4月から運用を開始したが、結果的に2001年12月の「特殊法人等整理合理化計画」において、「政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する」と決められたことへの試行的な取り組みともなった。

業務運営評価制度では、まず国際協力銀行法に規定された設置目的をJBICの「使命」とし、それを果たすための「業務方針」を示した。そのもとで中期的な「業務戦略」を定め、さらに戦略を各年度の活動として具体化する「年間事業計画」を策定した。年間事業計画は毎年、業務戦略は3年程度経過したときに評価することとし、次期計画の策定をはじめとする業務運営の経営情報として、評価結果を活用する仕組みとした。また評価自体は総務部に設けた業務運営評価課を中心にJBIC内部で行ったが、評価手法や評価結果は外部有識者委員会に諮り、その意見書をあわせて公表することで評価の客観性を確保することとした。

「業務方針」は、基本運営方針として、民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化、公的資金の適切な利用、国民の理解の増進の3点を掲げたうえで5つの分野別方針^{●36}を掲げた。評価対象となる「業務戦略」はJBIC全体の事業・財務・組織能力に関する基本業務戦略と6つの事業^{●37}に関する分野別業務戦略に分かれ、それぞれに関する基本認識、課題、具体的取り組み、その状況を評価・モニタリングするための指標を記載した。業務戦略は

2002年3月および2005年3月の2回にわたって策定した。業務戦略および年間事業計画は、計画値と実績値を比較明示する定量評価を出発点として定性的な評価を加味して段階評価を行った。

海外経済協力業務と最も密接に関係する事業分野「開発途上国の経済社会開発支援」では、当初の業務戦略として、①アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進、②貧困削減への対応の強化、③途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援、④知的協力の推進、⑤わが国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進、⑥円借款業務の質の向上の6つの課題を設定し、それぞれに取り組み例（例：貧困層への支援を直接の目的とする貧困対策案件への支援）と指標（例：円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する承諾案件数の割合）を明示している。

業務運営評価制度は2008年10月の組織移行を前に、制度自体の評価を行った。それによれば、この制度はアカウンタビリティ確保の手段として非常に充実した内容に整備されており、自律的な業務運営や顧客ニーズへの適時適切な対応を促進した点でも成果をあげた。他方、内部マネジメントへの活用と業務改善に向けた取り組みとしては、その方法が明示的でないことや、部署横断的な知見の共有が限定的であったことが示された。全体としては、JBICの使命と業務課題に対するJBIC職員の的確な認識と能動的な対応を促し、またそれらの成果に対する国民の正しい理解を得る目的を少なからず達成したと評価される。

4 海外経済協力業務の実績と国際課題への対応

◆円借款

1990年代の円借款はODA予算の拡大とともに1兆円前後と空前の承諾規模で推移していた。JBIC誕生

●36 「国際金融秩序安定への貢献」「開発途上国における経済社会開発支援」「我が国の資源の安定確保」「我が国経済のグローバル化への対応支援」「地球規模問題の改善」の5つ

●37 「国際金融秩序安定への貢献」「開発途上国の経済社会開発支援」「我が国の資源の安定確保」「我が国の資本・技術集約型輸出の支援」「我が国産業の国際的事業展開の支援」「開発途上国の地球規模問題への対応支援」の6分野

初年度にあたる1999年度においても、通貨危機から回復しつつあるアジア諸国への支援が続いていたことから、円借款の承諾規模は1兆537億円と5年連続で1兆円台を突破した。

しかし、すでに1997年に日本政府はODAを量から質へと転換することを決定し、ODA予算は減少に転じた。予算規模と事業規模は一対一対応するものではないが、予算減少は2000年度の承諾規模にも反映し、6674億円と前年度の6割の実績となった。以降、単発の大型案件採択によって変動することはあるものの、おおむね5000億円から6000億円台と、1980年代半ばの水準で推移した。

再び増加に転じるのは、日本政府が2005年のグリーンイニシアチブ・サミットにおいてODA事業量を5年間で100億ドル積み増す公約を発表して以降となる。ODA予算は減少傾向が続いていたが、円借款承諾額は、翌2006年度は対前年度比34%増の7637億円、2007年度は9012億円と、8年ぶりに9000億円を突破する規模にまで回復した。

この10年間で地域別にみると、重点地域としたアジア中心は変わらないものの、その内訳は中国向け円借款が1926億円（1999年度）から463億円（2007年度）へと大幅に減少する一方、南アジア諸国向け円借款が399億円（1999年度）から2717億円（2007年度）へと増加したことが目立つ。

また、米国同時多発テロ事件以降、イラクをはじめとする中東地域への円借款が増加したこと、2005年から2007年までの3年間でアフリカ向けODAを倍増する日本政府の方針を受けて、2006年度以降対アフリカ円借款が急増したことが特筆される。円借款



円借款（北部幹線道路建設事業、2001年）により改良されたスワジランド（現エスワティニ）の道路

供与国数は、スワジランド（2018年エスワティニに国名変更）、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウクライナ、モザンビーク、ナミビアを加えて合計98ヵ国まで拡大した。

セクター別にみると、運輸・エネルギー部門などのインフラ支援が中心であることは変わらないが、貧困削減に直結する社会サービスや農業セクターのシェアが次第に高まったことが指摘できる。一方で、この10年間は、伝統的なセクター分類では捉えられない、貧困削減、環境、平和構築などの重要課題に対応する案件の数が増加した。また、日本の技術を活用するために復活したタイド性借款やソフト面での支援を中心とする政策制度支援型借款の増加も大きな特徴として指摘できる。

海外投融資は、開発途上国の経済開発にとって民間セクターの役割が比重を増してくるに従って、その活用を期待する声もあがったものの（円借款制度懇談会提言など）、行財政改革のなかで廃止の方向に向かっていったため、その実績は低迷した。結局、2005年度から廃止が決まったため、この10年間の実績は融資1件、拠出および出資3件の計4件64億円にとどまった。

しかし、特に出資／拠出案件は、気候変動対策に資する画期的な取り組みである炭素基金事業、タイにおける中小企業再建・育成ファンド事業、国連大学への拠出と政策的に重要な案件が取り上げられたことが特筆される。

◆有償資金協力促進調査

有償資金協力促進調査（SAF：Special Assistance Facility）は、有償資金協力業務の質を向上させるうえで最大の武器となった技術協力制度である。その意義は財政当局にも認められ、JBICの10年間にSAF予算は1999年度の約19億円から2008年度には30億円近くにまで急速に拡大、件数も10年間で400件を超えた。SAFは円借款事業の効率と効果を高めるために有益であったばかりではなく、SAF自体が知的協力の一環として、開発途上国の人材育成、投資環境整備、環境改善や政策・制度改革などに大いに貢献した。

SAFは1986年度に完成案件の事業効果の持続を目的とする「援助効果促進調査」（SAPS：Special Assistance for Project Sustainability）から始まった。1988

年度には案件形成段階で実施する「案件形成促進調査」(SAPROF: Special Assistance for Project Formation)、1992年度から事業実施を支援する「案件実施支援調査」(SAPI: Special Assistance for Project Implementation)が加わった。1999年度には特別円借款制度の導入にあわせて、公正・透明かつ迅速な調達手続きの実施を図るため「調達実施支援調査」(SAPMAN: Special Assistance for Procurement Management)を導入し、さらに幅が広がった。

2001年度には、SAPROFに提案型と発掘型を導入した。これは、途上国のさまざまな開発課題を指定し、そのテーマに経験・知見、ノウハウを有する団体から案件形成の提案を受けて、提案団体に調査を委託するスキームであり、広く国民のODAへの参加を促し、その知見を案件形成に生かす開かれた円借款を促進する目的があった。この調査事業に対しては、大学、NGO、地方自治体を中心に年々応募者が増加したため、2004年度から公示回数を年1回から年2回に増やした。さらにJBICの指定するテーマに収まりきれないニーズを拾うためにフリーテーマ枠を2006年度から導入するなどの改善を重ね、国民各層による援助活動への参加や途上国との交流の促進を図った。

◆海外経済協力業務実施方針

海外経済協力業務実施方針の策定は国際協力銀行法によって初めて定められた。それまで業務の方針なり戦略をまとめた形で示したことはなかったため、最初の実施方針は手探りでの策定となったが、時を経るに従って次第に内外に定着していった。実施方針は3年ごとに定めることとされ、JBIC時代には全部で3回策定した。記載事項はいずれも法に従って、基本的方向、重点分野、重点地域、運営・実施上配慮すべき事項である。

業務実施方針の実施状況は常にモニタリングし、対象期間終了時には外部有識者委員会を交えて評価を行い、次期実施方針にフィードバックするサイクルが確立した。また、最初の実施方針を除き、策定時にはパブリックコメントを求める機会を設けており、寄せられた貴重なコメントを方針に反映した。

最初の実施方針は、関係11省庁との協議を踏まえ、経済企画庁長官の承認を得て、1999年12月に策定・公表した。基本的方向として、「開発途上国の離陸

へ向けての自助努力とその主体的な取組（オーナーシップ）を支援すること」を基本姿勢に、アジア地域に重点を置きつつ、「貧困削減と経済・社会開発への支援」「地球規模問題への取組」「経済構造改革への支援」の3つの課題を掲げた。加えてODAへの世論の支持の低下を背景に「円借款への理解と支持の増進」、開発途上国の累積債務問題への対応から「債務状況への配慮」を掲げた。

実施方針は国際的な援助潮流を踏まえ、ODA大綱やODA中期政策をはじめとする政府のODAに関する基本方針・政策をJBIC業務に落とし込んで策定したものであり、各省との協議においても大きな異論はなく了承されたが、JBIC内部で最も大きな議論となったのは「貧困削減」の扱いであった。それまでインフラ開発を中心とする経済成長への支援と貧困削減のための支援は別物として議論されることが多く、JBICはJICAとの対比もあって、それまで貧困削減を正面から目的として掲げることはなかった。しかし、国際的にもDACの新中期目標からMDGsへと議論が進むなかで、貧困削減を開発援助の主目標とすることが主流となり、JBICでも本方針において、経済社会開発を通じて貧困削減を図ることを初めて明示的に示すこととなった。

2002年4月に策定した2回目の業務実施方針では、基本的な方向とその他の部分との関係を大幅に整理した。新方針では基本的な方向として、「選択と集中」「知的協力の推進」「開かれた円借款」と業務の進め方にかかわる事項を掲げた。これには、厳しい財政事情のもとで行財政改革が続くなか、より一層国民からの理解を得るべく、効果的・効率的かつ透明性高く業務を実施していくことを内外に宣言する意味合いがあった。重点分野には、貧困削減への対応の強化、経済成長に向けた基盤整備、環境改善・公害防止への支援、地球規模問題への対応、人材育成の支援、開発途上国のIT化への支援、地方開発への支援を掲げ、よりモニタリングしやすい分野構成とした。

この方針からは毎年度中間評価を行って結果を役員会に報告することとし、業務運営評価制度における年間事業計画の評価と並行する形でPDCAサイクルを回した。評価に際しては各項目にレーティングを施し、3年間の合計点で最終評価のレーティングを決める手法をとった。結果として最上位の「十分

に達成されている」が26項目中22項目、次位の「おおむね達成されている」が4項目で、おおむね実施方針に沿って業務が実施されたとの評価を得た。

2005年4月に策定した3回目の業務実施方針では、円借款業務への期待が高まってきた時期でもあり、一転して国際的な援助潮流のなかでの円借款業務の意義と役割を前面に押し出した攻めの内容となった。基本的方向に先立って「円借款の意義・役割」の項を設けて、ODA大綱やMDGsと関連づけてODAの必要性を訴えたのち、理論的なサーベイも含めて円借款の有効性、さらには円借款の中心となるインフラ支援の意義、円借款による多様な取り組みをわかりやすく解説した。

基本的方向では、開発成果重視の取り組み、中長期的な取り組み、開かれた円借款への取り組みの3つを掲げ、国際的な援助潮流のなかで主要な援助の担い手としてのJBICの立場を表明した。重点分野は、貧困削減への支援、持続的成長に向けた基盤整備、地球規模問題、人材育成への支援の4分野に整理し、相互の関連とMDGsとのかかわりを説明している。なお、この4分野については、2005年9月に各分野を掘り下げた分野別実施方針を作成し、業務の質の向上を図った。

パブリックコメントも関心を集め、118団体・個人から多数のコメントが寄せられた。インフラ支援の意義をMDGsとの関連で説明したことを評価するコメントや、環境社会配慮や現地機能の強化などの点についてより充実させるべきとのコメントが寄せられ、それらのコメントは方針に反映した。

この方針は当初2008年3月までを対象としていたが、JICAとの統合が決まったため、同年9月まで期間を延長した。最終評価報告書は外部有識者委員会の意見を添えて2008年9月に発表、おおむね良好な評価を得ることができた。

5 さまざまな課題への取り組み

◆アジア通貨危機支援

JBIC誕生前後の最大の課題はアジア通貨危機対応であった。1997年7月に始まったアジア通貨危機に

対して、わが国はIMFを中心とする国際的支援の枠組みの中で最大の二国間支援を行い、国際社会をリードした。1998年前半になるとアジア諸国の為替市場は安定してきたが、実体経済は予想を上回って悪化したため、1998年10月、日本政府は「アジア通貨危機支援に関する新構想」、いわゆる新宮澤構想を発表し、総額300億ドル規模の資金支援スキームを発表した。OECDとJEXIMは、この構想のうち中長期の資金支援として150億ドルを担当した。

JBIC誕生後は、さっそく統合効果を発揮し、国際金融等業務および海外経済協力業務の両業務を通じて包括的な支援を実施することができた。1999年度末にはこの150億ドルのほぼ全額を承諾し、アジア各国の経済再建に時宜を得た貢献を果たした。

◆アフリカ支援

MDGsに合意した国際社会は、その達成の試金石となるアフリカ支援を大きな挑戦と捉えた。2005年は「アフリカの年」とされ、7月のグレンイーグルズ・サミットや9月の国連総会の場で貧困問題が深刻なアフリカ支援が重要な議題に上った。サミットではODA増加分の半分はアフリカに向けられることが合意され、日本政府も2005年から2007年までの3年間で、アフリカ向けODAを倍増することを国際公約に掲げた。

JBICにとって累積債務問題が深刻なアフリカ諸国への支援が難しい状況が続いていたが、拡大HIPCイニシアティブなどによる債務削減策がとられ、その後の構造改革や経済運営は堅調に推移し、債務負担能力を見きわめつつ支援を行う状況が整ってきた。JBICは経済成長を介した貧困削減を中心にアフリカ支援を拡大することとし、その柱となるアフリカ開発銀行(AfDB)との「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA for Africa: Enhanced Private Sector Assistance for Africa)を立ち上げた。このEPSAに基づき、2006年度にはAfDBを通じた「民間セクター支援融資」(円借款115億円)をはじめ、3件のインフラ開発事業を承諾した。

日本政府は1993年から2003年まで、5年ごとに東京でアフリカ開発会議(TICAD)を開催しており、平和の定着や農業・農村開発を柱に支援を行ってきた。JBICもTICADでようやく大きな役割を果たすことができるようになり、2008年5月に横浜で開催さ

れたTICAD IVでは、以後5年間で最大40億ドルの円借款供与が約束された。

◆ 貧困削減への取り組み

2000年に採択されたMDGsは貧困削減が国際社会の共通する目標であることを示した。日本政府もODA大綱にて貧困削減を中心的な課題としている。JBICにおいても貧困削減を業務実施方針に明記し、海外経済協力業務をその目標にあわせて再整理していった。

まず、インフラ開発を中心とする持続的な経済成長への支援を重視することは変えず、それが貧困削減を達成するにあたって不可欠であることをより強く国際社会に訴えかけることとした。加えて、経済成長の成果を公正に分配することが重要であり、そのために直接貧困削減に資する貧困対策案件を積極的に取り上げること、貧困削減効果を高めるべく、円借款事業の実施に際して社会配慮を充実させることを追求した。

(1) インフラ支援と貧困削減

三次にわたる業務実施方針を通じて、経済社会インフラ分野への支援は海外経済協力業務の中心であった。例えば第二次業務実施方針期間中には経済社会インフラ分野への承諾案件数は円借款全体の9割を超えた。大型案件への支援も耳目を集め、トルコの「ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業」やマレーシアの「パハン・スランゴール導水事業」、インドの「デリー高速輸送システム建設事業」、タイの「バンコク地下鉄建設事業」や「第2バンコク国際空港建設事業」など規模も大型化していった。

一方、1980年代の世界銀行の構造調整支援への傾注や1990年代以降の民活インフラへの期待などから、



円借款により2004年に開通したバンコクの地下鉄

わが国を除く先進諸国によるインフラ整備へのODA投入はどちらかといえば低調であった。これに対し、JBICは経済社会インフラ開発への支援を貧困削減にとって欠かせないと位置づけ、そのことを内外に訴えた。その結果、インフラ支援の重要性について国際的に理解が深まることとなった。

その一つは2005年3月に世界銀行、アジア開発銀行と共同で実施した東アジアのインフラ調査である。この中では東アジアの成長と貧困削減にインフラ開発が大きな役割を果たしたことを明らかにした。この結果を受けて、世界銀行においてもインフラ整備への支援が増大し、さらに2005年7月のサミットでは、アフリカ支援に関連し、インフラ整備について国際的に協議する場の設置が提唱されるに至った。

また、1998年にDACに設けられた作業部会「貧困削減ネットワーク」(POVNET: Network on Poverty Reduction)において、2003年6月よりJBICは日本政府を代表して副議長を務め、「経済成長を通じた貧困削減」の議論をリードした。この部会ではインフラ・タスクチームのリーダーも務め、「貧困削減のためのインフラ活用指針」を取りまとめることに成功した。

(2) インフラ支援における社会配慮の充実

個々の事業において社会配慮を充実させることで貧困削減効果を高めるために、JBIC発足にあたって環境社会開発室内に社会開発班を設置した。社会開発班は、円借款の各案件について貧困層、少数民族等社会的弱者やジェンダーへの配慮および住民参加への適切な配慮が行われているかチェックする機能を果たしたほか、社会配慮の具体的方法や留意点を



POVNETにおける貧困削減に向けたインフラ活用に関する議論

まとめた「社会配慮ハンドブック」を作成して、内外への啓発活動を行った。

大型案件における具体的な社会配慮としては、カンボジアの「シハヌークヴィル港緊急リハビリ事業」をはじめとする大規模インフラ事業で建設労働者および周辺地域住民向けにHIV/エイズ対策に関する予防・啓発活動を行ったこと、タイの「バンコク地下鉄建設事業」で障害者配慮のためにユニバーサルデザインの考え方を導入しバリアフリー化を普及させる試みを行ったこと、インドの「バンガロール上下水道整備事業」でスラム地域の女性の管理委員会への参加を実現したことなどがあげられる。

(3) 貧困対策案件の強化

JBICは経済社会インフラ整備による貧困削減に加え、貧困層への支援を直接の目的とする案件にも積極的に取り組むこととした。円借款事業のうち、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの3つの観点から、特に貧困層への支援を直接の目的とする案件を貧困対策案件とし、年間事業計画の中で数値指標に掲げてモニタリングしていった。

貧困対策案件数は年度によってばらつきはあるものの、着実に円借款全体の中で重要な位置を占めるようになった。個別事業においては、地域としての貧困地域の重視、計画段階から貧困層の意見聴取による的確なニーズ把握に努めた。さらにJICAやNGOとの連携により既存資源や経験を有効活用して、貧困層のエンパワメントと参加促進に努め、事業の持続性を高める工夫をした。

とりわけこうした事業では、計画立案、意思決定、施設の運営管理等さまざまな段階で当該事業の受益者による参加を得ることが事業の効果発現や持続性に大きな効果をもたらすことから、案件形成など早い段階で実施されるSAFにおいて住民参加型の社会調査を充実させたことが指摘できる。

貧困対策には、政策支援型借款も大いに力を発揮した。まず、アジア通貨危機への支援に際して、タイへの「経済復興・社会セクター・プログラム・ローン」やインドネシアへの「ソーシャル・セーフティ・ネット調整借款」など経済危機の影響から深刻化している失業問題の緩和や社会的弱者の救済に寄与する政策支援型の円借款を供与した。さらに世

界銀行が主導する貧困削減戦略を、同型円借款を使って支援することとし、対象国は、例えば2007年度にはインドネシア、ベトナム、タンザニア、カンボジア、ラオスの5カ国に上った。

◆環境問題への対応

日本政府は1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミット（UNCED：United Nations Conference on Environment and Development）の際に、環境ODAを大幅に拡充・強化することを発表した。以降、1997年6月には国連環境開発特別総会においてODAを中心とした環境協力の包括的な中長期的構想「21世紀に向けた環境開発支援構想」（ISD：Initiatives for Sustainable Development toward the 21st Century）を発表、12月には気候変動枠組条約第3回締約国会議を議長国として京都で開催した際、ISDの温暖化対策途上国支援として「京都イニシアティブ」を取りまとめた。JBICはそうした政策に即応し、地球規模問題への対応の中心として、環境改善・公害防止への協力および地球温暖化対策に重点的に取り組んだ。

環境分野への円借款では1995年度から通常より緩和された金利を適用するなど、積極的に特別措置をとった結果、その供与は増加傾向をたどった。さらに1997年9月に創設され、同12月に京都イニシアティブの一環として拡充された特別環境円借款制度は、省エネルギー、新・再生エネルギー対策、森林の保全・造成などを含む地球環境問題対策支援および公害対策案件に優遇条件を適用する制度で、よりターゲットを絞った環境協力を強化した。

この結果、環境案件の数は大幅に増加することとなり、特別環境案件も1999年度や2000年度には全承諾額の3割から4割を占めるに至った。以降、環境案件は円借款業務の主要な部分を占めることとなった。

環境協力では、地方自治体や民間企業と連携して、わが国の環境改善・公害対策の経験を生かした協力を力を入れた。例としては、環境案件を中心に円借款を供与していた中国における「日中環境改善セミナー」の開催（2000年度）、北九州市との協力によるフィリピン・セブ市での中小企業の公害対策に関する調査の実施（2000年度）、水俣市や伊万里市と連携したタイでの環境教育に関するワークショップ

の実施（2004年度）、JICAと連携した「環境改善・公害対策セミナー」の実施（2002年度から毎年）などがあげられる。

国際的な場においても、例えば世界銀行が主催する世界ダム委員会や世界水フォーラムに参加してその議論に貢献した。とりわけ2003年3月に182ヵ国2万4000人の参加者を集めてわが国で開催された第3回世界水フォーラムでは、JBICは「水と都市」に関する分科会を主催し、都市部での水道事業のあり方について議論を主導するなど大きな貢献を果たした。

日本政府が力を入れる京都メカニズムの活用についてもJBICは国際金融等業務および海外経済協力業務の総力を挙げて対応し、先駆的な役割を果たした。海外経済協力業務では、2000年に世界銀行が温室効果ガス排出抑制事業を支援するために設立した炭素基金に出資して運営にも参加したことで、2003年7月には国内の政策金融機関では初めて第三者認証機関に認証された排出枠5640トンを獲得した。

円借款事業でも、2007年にはエジプト向け「ザファラーナ風力発電事業」（約135億円）およびインド向け「デリー高速輸送システム建設事業」（第1期総額約1628億円）の2件がクリーン開発メカニズム（CDM）事業として登録されることとなった。

さらにベトナムやスリランカにおいてCDMに関するワークショップを開催したり、JBIC開発金融研究所の主唱により、世界銀行、アジア開発銀行と共同で「気候変動がアジア大都市に与える影響研究」（2008年度、SADEP）を行うなど知的協力にも力を入れ、こうした経験を気候変動枠組条約締約国会合の場において積極的に発信していった。

2008年1月には、日本政府は「クールアース・パートナーシップ」を発表し、その中で「気候変動対策円借款」を創設して、気候変動に対する緩和策を中心に今後5年間で5000億円程度の円借款を供与することが決まった。これを受けて、海外経済協力業務部門に「気候変動対策室」を設置し、開発途上国における気候変動対策支援を一層強化する体制を整えた。

◆平和構築支援

2001年の米国同時多発テロ事件以降、ODAを紛争の予防や紛争後の平和定着の手段として能動的に活

用していくことが国際的な潮流となった。日本政府も2003年に改定したODA大綱に「平和の構築」を重点課題として盛り込んだ。海外経済協力業務実施方針にも平和構築を加え、これにより、それまでODAによる平和構築支援を主に担っていた技術協力や無償資金協力に加えて、JBICによる円借款を用いた対応が本格化した。

制度的には2004年度から「平和構築支援」（平和構築対象国および周辺国において復興等に資する案件）への円借款供与に優先条件を適用することとなった。この第一号となったのは2004年度にスリランカに供与した円借款案件3件である。

平和構築支援にあたっては、第一に、紛争の遠因となった人々の価値観や社会制度を変革し、さらなる紛争を予防することが重要である。政府と反政府勢力タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との間に2002年に停戦合意がなされたスリランカに対する上記円借款3件は、発掘型案件形成調査も使って、こうした点に十分配慮して案件形成を行った。

第二に、紛争後の状況の変化に応じて切れ目なく支援していくことが大切である。平和構築は緊急人道支援から復興支援、さらには中長期的な開発支援までを含む。円借款による支援は、復興支援から開発支援に適しており、できる限り迅速に対応することが課題となる。JBICにとってはイラク復興支援がその最大のチャレンジとなった。

2003年10月にマドリードで行われたイラク復興支援会合において、日本政府は、当面の支援として15億ドルの無償資金協力および中長期的な復興需要に対する最大35億ドルの円借款を表明した。対象分野は、電力、教育、水・衛生などに加え、電気通信、



平和構築支援のための円借款（2004年）により建設されたスリランカの学校

運輸などのインフラ整備なども視野に入れることとされた。

これを受けてJBICは、まず2004年2月から国連開発計画（UNDP）と共同で電力セクターの復興に関するマスタープラン策定のための事前調査を実施した。また、現地に入れない難しい状況下で、イラク政府および他ドナー等との協議を重ねつつ、JICAと連携して案件形成に取り組んだ。その結果、2006年3月に、日本政府から、港湾、灌漑、電力の3案件への円借款供与がイラク政府に対して事前通報された。その後、イラク国内での対外借入法制整備を待って、2008年1月、総額1827億円、8件の円借款貸付契約（L/A）の締結にこぎつけた。

◆防災・災害復興支援

地震や火山、台風など自然災害が多発するわが国にとって、開発途上国に対する防災・災害は他人事ではない。阪神・淡路大震災から10年目にあたる2005年1月、兵庫県神戸市で開催された「国連防災世界会議」において、日本政府は、「防災協力イニシアティブ」を発表し、ODAを活用した防災への取り組み強化の方針を明らかにした。

JBICは同会議において、「日本の防災ノウハウ途上国との懸け橋に—地方自治体の防災知見を生かした国際協力—」をテーマに公開シンポジウムを開催した。公開シンポジウムでは、円借款の支援により災害対策に取り組むフィリピンなどの政府関係者や、災害復興の経験を持つ兵庫県神戸市や長崎県島原市の関係者がパネリストとして参加し、途上国の災害復興、防災支援のあり方について議論した。

これに先立つ2004年12月にはスマトラ沖大地震・インド洋津波による未曾有の被害が生じた。この事態に対し、翌1月初旬にJBICは緊急ニーズ調査団を派遣し、JICAや世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関と連携して、インドネシア、スリランカおよびモルディブの3ヵ国で被害状況の把握と復興支援に対するニーズを調査するとともに、各国に対して円借款による支援（具体的には、「アチェ復興事業」〈115.93億円〉、「スリランカ津波被災地域復興事業」〈100.06億円〉、「モルディブ津波復興事業」〈27.33億円〉）を行った。

2005年10月8日のパキスタン北部での大地震に際しては、JBICはJICAや世界銀行、アジア開発銀行と

ともに復興支援ニーズアセスメント調査に参加、結果は震災から1ヵ月後にはパキスタン政府に提出され、11月19日には「緊急震災復興支援借款」として112億2000万円の円借款供与の意図表明にこぎつけた。

◆政策制度改善への支援

開発途上国の持続的な開発を促し、貧困削減を達成するためには、「ハード面」での支援に加えて、開発政策の提言や事業実施能力強化等の政策制度改善への、いわゆる「ソフト面」での支援を積極的に推進することが重要であることは論をまたない。基本的に資金協力をもっぱらとするJBICは、いわゆるハコモノ批判にさらされやすい事情もあり、業務実施方針において「経済構造改革への支援」「制度作り支援」「知的協力の推進」「政策・制度改善への取組」とさまざまな言葉を使って、ソフト面への支援を推進した。

年間業務計画では、例えば「開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進」として「調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数」、「問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化」として「開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナーおよび研修の開催件数」を指標としてモニタリングを行っている。前者は年間200件、後者は50件を超えており、海外経済協力業務の大きな比重を占めていたことがわかる。

知的協力を推進するうえで、有効なツールとなったのが開発政策・事業支援調査（SADEP：Special Assistance for Development Policy and Projects）である。この調査は、さまざまな開発課題をテーマにナレッジを深め、開発途上国政府へ政策提言することを目的とし、特定プロジェクトにひもづくものではないため、大学や地方自治体、国際機関等と共同で進めやすい利点があり、さまざまな関係者の英知を結集する有効なツールとなった。

SADEPの事例をあげると、まず2002年度には平和構築・復興支援の議論が深まるなか、「紛争と開発：JBICの役割」をテーマに、「スリランカの開発政策と復興支援」「西・中央アジア地域安定のための開発政策」「平和構築に資する開発援助の理論と

手法」について調査を行った。さらに「中米諸国の開発戦略」「インフラ整備による貧困緩和効果」の調査も実施するなど、SADEPはJBICによる政策・制度改善支援の中心的な役割を果たすこととなった。

翌年度も水セクター整備に関して、「持続可能な上下水道セクターに向けた民活の役割—中南米のケース—」として、上下水道セクター全体の持続性確保という観点から、民活導入がいかなる効果を持ちうるかを再検討した。さらに東アジア地域のインフラ整備のあり方を検討するための世界銀行、アジア開発銀行との共同調査「東アジアのインフラ整備：その前進に向けて」もSADEPを利用して行ったほか、パキスタンの「カラチ再生シナリオ」にも着手している。

2006年度には、「インフラとMDGsの実証研究—インフラの貧困削減と人的資本へのインパクト—」に着手し、既往円借款事業であるインドネシアの「地方インフラ整備事業」やその他の地方インフラ事業による、インフラ整備が貧困削減および人的資本に与えるインパクトを実証分析し、インフラ整備によってMDGs達成が促進される因果関係・経路を明らかにしようと試みた。

6 開かれたODA

——国民参加と連携強化

◆日本の技術とSTEP制度

1998年12月に創設された「アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款制度」は、経済危機の影響を受けたアジア諸国のインフラ整備を支援すると同時に、同年11月の日本政府の緊急経済対策を受けて、アジア危機による不況に悩む本邦企業に円借款事業での受注機会を拡大する狙いがあった。

このため、特別円借款における調達は原則として日本タイドとされた。それまでのアンタイド化政策からの転換であり、タイド借款の復活は1988年以来的こととなる。特別円借款の規模は3年間にわたり上限6000億円、金利は当面1%、償還期間は40年（うち据置期間10年）、支援対象分野は、①物流の効率化（道路、港湾、空港、橋梁、鉄道）、②生産基盤強化（発電所、灌漑、天然ガスパイプライン、上

水道）、③大規模災害対策であった。

この制度は、案件の準備に時間を要したこと、タイド条件であったためOECD輸出信用アレンジメントとの調整が必要となる案件があったこと、そもそも円借款全体が縮小傾向にあったことから、制度の期限である2001年度末時点でも4割程度の執行率にとどまった。

一方、この制度は本格的なタイド借款復活として、産業界からの評価は高く、その存続を求める強い声があがった。こうした声に応じて、日本政府は2001年12月、「わが国円借款の供与条件の改善について」を決定し、その中で特別円借款制度を2002年6月末で終了する代わりに、同年7月から日本の優れた技術を活用してわが国の「顔の見える援助」を促進するための、「本邦技術活用条件」(STEP: Special Terms for Economic Partnership) の円借款を導入することとした。

STEPは、インドネシアの「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（I）（II）」や「ジャカルタ都市高速鉄道事業（I）」、ベトナムの「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」「ホーチミン市都市鉄道建設事業」、ケニアの「モンバサ港開発事業」など、日本の技術が有効な大型インフラ案件を中心に供与された。

JBICはSTEP案件を推進したものの、導入に慎重な借入国も多く、右肩上がりに拡大することはなかったが、承諾額に占めるタイド案件の比率は10%



ベトナム「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」(2005年)により設置されたコンテナクレーン

表1-2 特別円借款承諾実績

(単位：百万円)

年度	国名	案件名	承諾金額
1999	ベトナム	ハイフォン港リハビリ事業（第2期）	13,287
	ベトナム	ピン橋建設事業	8,020
	マレーシア	ポートディクソン火力発電所リハビリ事業（2）	53,764
2000	スリランカ	キャンディ上水道整備事業	5,151
	フィリピン	軽量高架鉄道（LRT）1号線増強事業（Ⅱ）	22,262
	フィリピン	カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業	8,929
	フィリピン	スービック港開発事業	16,450
	フィリピン	ミンダナオコンテナ埠頭建設事業	8,266
	フィリピン	新イロイロ空港開発事業	14,724
	フィリピン	第二マグサイサイ橋・バイパス道路建設事業	3,549
	ベトナム	クーロン（カントー）橋建設事業	24,847
	中国	西安咸陽空港拡張事業	3,091
	中国	北京都市鉄道建設事業	14,111
2001	インドネシア	ジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第1期）	41,034
	スリランカ	アッパーコトマレ水力発電所建設事業	33,265
	フィリピン	海難救助・海上汚染防止システム増強事業	9,356
	フィリピン	地方開発緊急橋梁建設事業	18,488
	フィリピン	中部ルソン高速道路建設事業*1	41,931
	フィリピン	北ルソン風力発電事業	5,857
	ベトナム	タンソンニャット国際空港ターミナル建設事業	22,768
	ベトナム	バイチャイ橋建設事業	6,804
2002	インドネシア	南スマトラ西ジャワガスパイプライン建設事業	49,088
	トルコ	イスタンブール長大橋耐震強化事業	12,022
2004	マレーシア	パハン・スランゴール導水事業*2	82,040
2007	フィリピン	中部ルソン高速道路建設事業（追加借款）	17,106

※1 中部ルソン高速道路建設事業の2001年度時点の承諾額は41,931百万円

2007年度に17,106百万円の増額変更があり、最終的な承諾額は59,037百万円となった。

※2 2004年度承諾の「パハン・スランゴール導水事業」は、1999年度にマレーシア政府から特別円借款の要請があったもので、2002年6月末までに承諾に向けた準備を終えている。

程度となった。これによって本邦企業の受注率は低落傾向に歯止めがかかり、堅調に推移した。

❖ 地方自治体、NGO、大学との連携

「国民の理解と参加の促進」は三次の業務実施方針でもきわめて重要な課題として、積極的に取り組んできた。都市基盤整備、公害対策、地方行政サービスなどの経験・知見を有する地方公共団体との連携、現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO（Community Based Organizations）などの市民社会および地域社会との協力、大学との連携によるその知見の活用と、さまざまな分野での連携により、開発成果を高めることが次第に海外経済協力業務において主流化されていった。

年間業務計画においても、NGOや自治体、大学との連携案件数を指標としてモニタリングしており、例えば2005年度には、「NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款対象プロジェクト数」は32件、「地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款対象プロジェクト数」は64件と円借款案

件の大きな部分を占めるに至っている。

その有力な手段となったのが2001年度から導入した提案型SAFである。同SAFの多くはNGOや自治体、大学が提案元となっている。例えばスリランカの「プランテーション改善事業」では、立命館大学とNGO「自立のための道具の会」からの提案を受けて、自らの力による安定的な電力供給、安全な飲料水の確保を検討する調査を実施し、スリランカ政府に有益な提案を行うことができた。

地方自治体との初めての本格的な連携事例は、タイ向け「地方幹線道路網改良事業（Ⅲ）」（2000年度）における、日本の「道の駅」の導入可能性を探る岐阜県との連携調査である。「道の駅」のコンセプトは、さらに千葉県富浦町、愛媛県内子町など日本の他の自治体も参加して、タイの他の事業にも導入されたほか、事業に着目した世界銀行から他の開発途上国に紹介されるに至った。

JBICは円借款業務における国民参加を一層推進するため、2003年1月のタイを皮切りに、毎年1回、「国民参加型援助促進セミナー」（2005年度から「円

借款パートナーシップセミナー」を開催した。このセミナーは、地方自治体、NGO、民間企業などからの参加を得て、円借款事業の現場視察や途上国関係者との意見交換が行われ、その結果、具体的な連携事業が誕生するなど大いに注目を集めた。

NGOとの間では2001年4月から定期協議会を開催した。この協議会の目的は、NGOと情報交換・相互対話を行うことでJBIC業務の透明性を高めること、NGOの地域に根差した活動と連携することで円借款業務の質の向上を図ることであった。定期協議会は3ヵ月ごとに東京で開催したほか、不定期ながら大阪などでも開催した。加えて、NGOからの提案を受け、2002年1月には約100人が参加する「NGO-JBIC一日交流セミナー」を開催した。同様のセミナーは2003年2月にも開催している。

大学との連携では、2003年度に立命館大学および立命館アジア太平洋大学との間で初めて海外経済協力業務に関する協力協定を結んで以降、2004年度には山口大学、早稲田大学、一橋大学、京都大学、名古屋大学、広島大学の6大学と協定を結ぶなど、協力の輪が広がっていった。協定を締結した大学からは、大学院生をインターンとして受け入れる制度も整えた。

大学連携では、案件ベースの協力に加え、早稲田大学との間で事業評価に関する教材を共同開発したり、高知工科大学との間で国際競争入札に基づく契約管理の知識を身につけた実務者を育成するための講座を開発するなど、大学ならではの機能を活用した連携を行ったことが特筆される。

◆JICAとの連携強化

有償資金協力を担うJBICと、技術協力等を担当しているJICAは、円借款事業計画の策定・準備・実施、完成後の維持管理等の各段階で連携を図っており、円借款による支援が単なる資金協力にとどまらず、より包括的な援助を可能とした。

まずプロジェクト策定・準備段階において、JBICはJICAが開催している国別・分野別援助研究会に委員として参加し、援助方針等について積極的に意見交換を行った。また、JICAが開発調査を行う際、当該調査の進捗状況や内容を確認するために設置する作業管理委員会にJBICが必要に応じて参加して意見交換を行った。JBICが承諾したプロジェクト型の円

借款においてJICAがフィージビリティ調査（F/S）を実施した案件数は着実に増加した。連携D/D（詳細設計：Detailed Design）はOECD規制との関係でタイド案件にのみ適用されたため、実施件数は伸び悩んだが、最も多い2000年度には6件の実績がある。

プロジェクトの実施段階においては、その円滑な実施や監理のためにJICAから専門家が派遣され、円借款プロジェクトの実施に必要な技術指導が行われている。

プロジェクトの完成後の事後監理段階でも、従来から行っていたJBIC、JICAによる合同事後評価を実施してきた（1999年度にはタイ「東部臨海総合開発評価」を実施）。また、完成したプロジェクトのうち、その後の事情変更等から追加的な手当てが必要とされるものについて、JICAが無償資金協力を通じた支援を行うスキーム（リハビリ無償）が1998年度から強化された。その第一号として、1999年度にはインドネシアの「グレシク火力発電所1・2号機建設事業（第2期）」およびシリアの「バニアス火力発電所増設事業」の2案件が実施された。

JICAの研修事業に関しては、従来から開発途上国の開発関係省庁等の円借款関係者を対象としたODAローンセミナーを実施していたが、1998年度に円借款業務のニーズに応じた個別テーマに関する研修4コース（開発金融、電力設備の効率的運用、新規・非年次円借款供与向け円借款手続セミナー、公害対策融資）が新設され、1999年度には57人の研修員が参加した。コースは毎年見直され、公的債務管理能力強化、地域主導型地域開発、灌漑・水管理などさまざまなテーマで毎年4～5コースが開設された。さらに、連携強化策が発表されて以降は、集団研修のみならず、個別研修での連携も進み、2005年度には9件の個別研修が実施された。統合を翌年に控える2007年度には研修コース数は17件に達した。

2003年に改定されたODA大綱において、「政府と実施機関（JICA、JBIC）の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する」こととされ、具体的な連携方策が実施された。

まず、案件準備段階の調査に関してデマケーション（役割分担）が整理されて、連携F/Sの拡充やSTEP候補案件のロングリスト化における連携・調整、さらにはJICAに有償資金連携専門家を派遣する

枠が1年当たり60人分（長期30人、短期30人）設置された。

体制面においても、双方に連携強化担当の理事と部長が指名されて人事交流が進められ、案件準備段階等での連携を促進するための協議のチャンネルも設けられた。さらに連携スキームである連携D/D、研修員受け入れ・機材供与に関する連携（公的資金協力セミナー、ODAプロジェクト評価セミナーなど）の活用のための具体策を検討し、すみやかに実施に移していくこととされた。特に連携D/Dにおいては、STEPが適用される案件における活用が期待された。

こうした政府決定を受けて、JBICとJICAのさらなる連携強化は進み、新しい形として、2004年度には円借款を供与したベトナムの「カイメップ・チーバイ国際港開発事業」において、港湾管理制度の改善のためのJICAによる技術協力プロジェクト（技プロ）が実施されることとなった。こうした連携はさらに深化し、2005年度には9件の技プロが円借款事業に関連して採択された。統合を翌年度に控える2007年度には31件の技プロが円借款事業に関連して採択されるに至っている。

◆国際機関や各国開発援助機関との連携強化

開発途上国への資金協力を行う世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などの国際機関や、先進諸国の開発援助機関とは、日ごろから融資対象プロジェクトや借入国の開発政策について意見交換を行うとともに、支援方針について協議を行っており、業務実施方針においても国際的な開発パートナーシップの強化を方針に掲げた。

目に見える形での協調としては、まず協調融資があげられる。事業単位での協調融資に加え、アフリカ開発銀行（AfDB）との「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA、2005年）とADBとの「円借款の協調融資促進スキーム」（ACFA：Accelerated Co-Financing scheme with ADB、2007年）と協調融資の枠組みを設けて、援助協調を図った。また、世界銀行とIMFが中心となって各国で推進された貧困削減戦略文書（PRSP）の枠組みにも積極的に参加し、国際的枠組みのもとで協調融資を進めた。

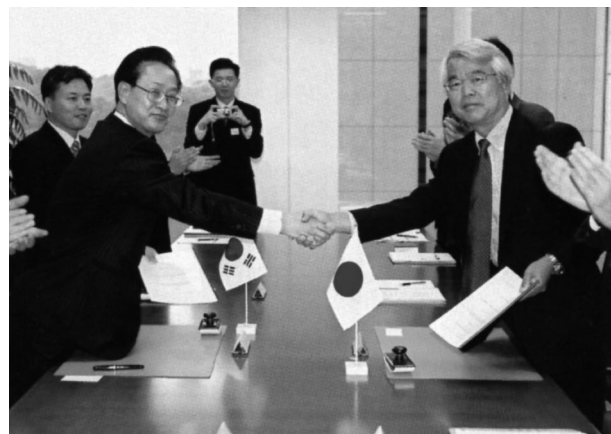
この時期、より力を入れたのは「他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的

協力の推進」である。年間業務計画では、国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取り組みを行った件数をモニタリング指標としており、年間100件を超える積極的な取り組みを行った。その中で、国際的な枠組みとしては、世界銀行が提唱した包括的開発フレームワーク（CDF：Comprehensive Development Framework）への参加、DACを中心とした援助機関の間の手続き調和化に関するパリ宣言への積極的な対応が特筆される。

二国間援助機関の中では、借款による協力を大規模に行う点で共通点が多い、ドイツ復興金融公庫（KfW）およびフランス開発庁（AFD）との間で業務協力に関する覚書を締結し（それぞれ2002年、2003年）、3機関で国際セミナーを開催するなど、借款の有効性を国際社会に発信し続けた。新興ドナーとの間でも、2006年度には韓国の対外経済協力基金（EDCF）、タイの周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）との間で業務協力協定を結んで包括的な連携と協調を進めることとした。

こうした協調は、JBIC、AFD、KfWが中心となり、国際機関のみならず新興ドナーであるEDCF、NEDAを加えた「持続可能な都市開発にかかる共同イニシアティブ」（2006年9月）や「持続可能な債務管理に向けた共同イニシアティブ」（2007年5月）などの成果を生み、国際援助潮流に大きな貢献を果たした。

また、米国国際開発庁（USAID）の間では水分野での協調を進め、フィリピンではJBICの円借款資金とUSAIDの保証制度を組み合わせ、地方自治体が実施する上下水道整備事業へ民間資金を導入する



韓国の対外経済協力基金（EDCF）との業務協力協定を締結 2006年

ための新たな支援スキーム「地方自治体上下水道整備事業協力」(MWLFI)を立ち上げ、その第一号案件が2006年3月に実現した。

さらに、2004年度にはユネスコ世界遺産センターとの間で世界遺産保護とそれを通じた貧困削減を目指す業務協力協定を締結し、トルコの地下鉄事業などでの連携を進めた。国連開発計画(UNDP)との間でも2005年度に業務協力協定を締結し、イラクの電力セクター向け円借款案件の実施促進をUNDPに委託するなどの協力を進めた。

◆研究活動

JBICでは、OECFの開発援助研究所とJEXIMの海外投資研究所を引き継いで、開発金融研究所を設立し、さまざまな調査研究を行い、研究交流活動や現地セミナー開催など活発な活動を行った。

研究所は、その成果をリサーチペーパーとして公表したことに加え、定期刊行物として「開発金融研究所報」を創刊し、2000年1月以降、基本的に四半期に1回のペースで発行を続けた。所報から選出して英訳した論文は「JBIC Review」として、2000年5月以降年2回発行し、さらにJBICの業務に関連するデータを収録したハンドブックを「国際協力便覧」として毎年発行した。

開発金融研究所は、世界銀行のイニシアティブで設立されたGlobal Development Network(GDN)の日本およびアジア大洋州の中核的な機関としての役割も担った。GDNは開発関連の研究者間の情報交換、知識の共有化、共同研究活動などを通じて調査と政策の間の橋渡しを行うと同時に、開発途上国研究者の能力向上を図ることを目的として1999年に設けられたネットワークである。事務局のほか、7つの途上国ネットワークと日本を含む3つの先進国ネットワーク、そして1つの先進国・途上国双方からなるネットワークによって構成された。JBICは、国内外から日本の開発関連調査研究情報を入手できる検索エンジンを含むGDN-Japanのホームページを運営するほか、GDNの年次会合で分科会を開催したり、国際開発賞プロジェクト部門の最終選考委員を務めるなどの貢献を行った。

◆広報活動

JBICは円借款業務の透明性を一層高めることによ

り、円借款業務に対する国民の理解と支持を得るとともに、国民の意見を反映して業務を進めていくために、積極的に情報発信を行った。2002年10月には、JBIC本店に「JBIC広報センター」を開設し、各種パンフレット等の広報資料やビデオなどを一般提供し、独立行政法人等情報公開法に基づく文書や、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に基づくプロジェクトの環境影響評価報告書(EIA)、円借款プロジェクトにおける落札情報なども開示した。また、2003年4月には国際協力銀行の情報誌「JBIC TODAY」(隔月刊)を発刊し、JBICの活動について幅広く紹介するとともに、「円借款プロジェクトニュース」(不定期刊)などを通じて円借款業務の事例を紹介した。そして、ホームページでは、円借款事業全案件の検索を可能とし、円借款案件事後評価報告書、各種セミナーの報告、調査の公示情報等、広汎な内容の情報提供を行った。

1999年度から2008年度まで外務省が実施した「ODA民間モニター制度」では、外務省に協力して、日本国民が自らODA事業の現場を訪ねる機会を提供し、これを通じて国民への円借款案件の理解の促進を図った。また、国際協力への理解向上を目的に、毎年、10月6日の「国際協力の日」を記念して開催される「国際協力フェスティバル」(2005年からはグローバルフェスタJAPANと改名)や大阪で開催される「ワン・ワールド・フェスティバル」、名古屋の「ワールド・コラボ・フェスタ」では、外務省、JICA、NGO等と協力して、わが国の官民による国際協力・国際交流活動を紹介した。

メディアへの発信という意味では、2005年に日本経済新聞の経済教室にて「大競争時代のODA」を22回にわたって連載したことが特筆される。この連載は、世界の援助潮流のなかに日本の援助を位置づけ、その特質を踏まえてよりよい援助のあり方を提示するもので、最終的には、①ODAの量の拡大、②東アジアの成功経験をモデル化し、他地域に活用、③国民の知見を総動員した知的支援、④ODA実施のPDCAサイクルの強化、⑤途上国の人づくりの強化を提言した。